

岐阜県公報

第二千九百二十六号
平成三十年三月二日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(子育て支援課) 一〇九ページ

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消

(税 務 課) 一〇九

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 一一〇

道路の供用開始

(同) 一一一

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(下 水 道 課) 一一一

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 一一二

政治団体の異動事項等の公表

(同) 一一二

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 一一四

資金管理団体がなくなった政治団体の名称等の公表

(同) 一一四

公 示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 一一五

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 一一五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 一一六

平成三十年度技能検定(前期及び随時)の実施

(労働雇用課) 一一六

公共測量の終了

(用 地 課) 一一〇

規 則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年岐阜県規則第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第九項」を「第三条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県告示第百号

告 示

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定により

次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

社 名	各務石油株式会社	代表者氏名	各務 和夫	主たる事務所又は事業所の所在地	多治見市笠原町二六一	取消年月日	平成三〇・一・三一
-----	----------	-------	-------	-----------------	------------	-------	-----------

岐阜県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	瑞浪線 上矢作線	恵那市山岡町下手向字八重洞四七七番四地先地内	一五・三 一七・二	一五・三 一六・七	ル（メートル）	ル（メートル）	

岐阜県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	清見線 河合線	飛驒市河合町保字いら谷一七八七番五地先地内	四三・三 四六・七	四三・三 四六・九	ル（メートル）	ル（メートル）	

岐阜県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
		郡上市八幡町有坂字堂前一九四番六地先から同市同町同字同一九〇番九地先まで	二一・〇 二一・五	二一・〇 二一・五	ル（メートル）	ル（メートル）	係 A 及び B 係の表示面に関する図面を別に示す

選挙管理委員会告示

とりかへおろせ。

平成三十年三月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

1 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党飛騨市北支部	森 下 真 次	井戸坂 雄 一	飛騨市宮川町御直ヶ沢上392		平成30年 1月15日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岐阜から世界へ	石 坂 将 司	棚 橋 美 津 子	岐阜市西川手7 94 1	平成30年 1月9日
岐阜から世界へ誇れる街へ	坂 口 大 介	坂 口 功 次	岐阜市青柳町4 33	平成30年 1月19日
宏友会	野 口 佳 宏	野 口 佳 宏	羽島市正木町森4 21 4	平成30年 1月26日

異動事項等を次のとおり告示する。

平成三十年三月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	届出年月日
---------	--------	------	---	---	-------

自由民主党加茂郡支部	加藤大博	会計責任者	安江廣男	長谷川英樹	平成30年 1月26日
自由民主党下呂市支部	駒田誠	会計責任者	今井政嘉	服部秀洋	平成29年 3月15日
自由民主党下呂地域支部	一木良一	主たる事務所の所在地	下呂市乗政1822	神田哲夫	平成30年 1月17日
		代表者	一木良一	下呂市森911 40	
自由民主党国府支部	下形憲宜	主たる事務所の所在地	高山市国府町村山450	石原孫宏	平成30年 1月12日
		代表者	下形憲宜	高山市国府町木曾垣内112	
日本共産党岐阜県委員会	松岡清	会計責任者	清水英樹	山口正光	平成30年 1月10日
民進党岐阜県総支部連合会	渡邊嘉山	代表者	渡邊嘉山	渡辺嘉山	平成30年 1月16日
民進党岐阜県第1区総支部	渡邊嘉山	代表者	渡邊嘉山	浅井里江	平成30年 1月16日
民進党岐阜県第3区総支部	伊藤正博	代表者	伊藤正博	今井雅人	平成30年 1月16日
民進党岐阜県第2区総支部	野村美穂	代表者	野村美穂	今井雅人	平成30年 1月16日
栗原省二後援会	栗原省二	会計責任者	栗原幸代	栗原尚志	平成30年 1月4日
税理士による古屋圭司後援会	今井正義	代表者	今井正義	小栗千歳	平成29年 12月9日
		会計責任者	佐藤敏弘	高木康司	
平岩正光後援会	丸山充信	主たる事務所の所在地	中津川市かやの木町3 6	瑞浪市松ヶ瀬町4 28 2	平成29年 10月1日
		代表者	丸山充信	三尾義彦	
藤井孝男後援会連合会	山田真紘	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成29年 12月31日
		主たる事務所の所在地	岐阜市五坪1 3 2 207	美濃加茂市西町2 24 1	
山県市をよりよくしたい会	山口一美	名称	山県市をよりよくしたい会	山口一美と美山をよりよくしたい会	平成30年 1月1日
山北よしろう後援会	山北真弓	代表者	山北真弓	山北芳郎	平成29年 12月21日

林業経営者岐阜県林政会

中原丈夫

会計責任者

興村彰朗

高橋芳春

平成29年
11月1日

岐阜県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年三月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党河合町支部	井之上豊秋	岩井康則	飛騨市河合町天生133	平成29年12月31日	政党の支部	自由民主党	一以上市町村区域等
自由民主党岐阜県ふるさと創生支部	藤井孝男	河合弘志	美濃加茂市西町2 24 1	平成29年12月31日	政党の支部	自由民主党	一以上市町村区域等
自由民主党宮川町支部	森下真次	井戸坂雄一	飛騨市宮川町祐宣ヶ沢上392	平成29年12月31日	政党の支部	自由民主党	一以上市町村区域等
小島せいを応援する会	小島整	小島整	各務原市下中屋町3 153	平成29年12月31日			
濃飛政治経済研究会	村瀬恒治	河合弘志	美濃加茂市西町2 24 1	平成29年12月31日			
藤井孝男後援会同志議員OBの会	坂井泰雄	河合弘志	美濃加茂市西町2 24 1	平成29年12月31日			
藤井孝男後援会同志議員の会	森厚夫	河合弘志	美濃加茂市西町2 24 1	平成29年12月31日			
船橋会	船橋義明	船橋義明	羽島郡笠松町東陽町12	平成30年1月25日			
瑞浪金子会	松崎捷也	市川晴宣	瑞浪市稲津町小里940 1	平成30年1月31日			
山北よろう後援会	山北真弓	山北真弓	羽島市下中町石田722	平成29年12月21日			

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年三月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

山 北 秀 郎	山北よろう後援会	平成29年 12月21日
---------	----------	-----------------

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

（病院又は診療所）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
かわぐちクリニック	岐阜市清住町二丁目一番地	精神通院	平成三〇・三・一
医療法人 聖徳会小笠原内科	岐阜市加納村松町三三三	精神通院	平成三〇・三・一

（薬局）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
ホップながもり薬局	岐阜市北一色四丁目三三三	精神通院	平成三〇・三・一

（訪問看護）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
-----	-----	-----------	---------

医療法人 聖徳会小笠原訪問看護ステーション	岐阜市加納村松町三三三	精神通院	平成三〇・三・一
-----------------------	-------------	------	----------

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 退
かわぐちクリニック	岐阜市清住町二丁目一番地	精神通院	平成三〇・三・二六
医療法人 信慎会阿部医院	下呂市金山町大船渡五四九番地	同	平成三〇・三・二一
稲澤クリニック	土岐市泉町大富二六九一五	同	平成三〇・三・二一
医療法人 徳養会沼口医院	大垣市笠木町六五〇番地	同	平成三〇・三・二八
毛利内科クリニック	高山市桐生町五三三八	同	平成三〇・三・二八
青山内科	関市関口町二丁目一番四三三号	同	平成三〇・三・二一

（薬局）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 退
柳原薬局	岐阜市細畑五一三八	精神通院	平成三〇・三・三
ほづみ薬局	瑞穂市別府四〇八三	同	平成三〇・三・三

合資会社 中村薬局	岐阜市真砂町三丁目一八番地	同	平成 六・三・三
コーヨー調剤薬局可児店	可児市今渡字鳴子三三九四 三	同	平成 三〇・二・八
くすりのラブ薬局	岐阜市栗野西一 四八五	同	平成 三〇・二・五
ケイ調剤薬局 島店	岐阜市西中島七 五 二 二 一	同	平成 二六・六・三〇
アサイ薬局	多治見市小路町一 一番地	同	平成 二六・九・二九
たんぼ薬局 鹿島町店	岐阜市鹿島町六丁目一六番八	同	平成 三〇・一・三

(訪問看護事業所等)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	辞 月 日 退
さん・さん笠松訪問看護事業所	羽島郡笠松町門間字四反田一 七 五 一 一	精神通院	平成 二六・二・二六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年三月二日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
ケーズデンキ岐阜正木店
岐阜市正木北町八番一 外
- 二 意見の概要
岐阜市長の意見
・ 交通について

(届出事項 新設)

平成三十年度技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により平成三十年度技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級及び基礎級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 前期に実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫形放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、建築板金（内外装板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業及び超硬刃物研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業及び家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防

水工事作業及びシーリング防水工事作業、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真デジタル作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 三級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)(ただし、機械検査(機械検査作業)にあつては、学科試験のみ実施する。)

3 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ工事作業及び加熱ペイントマシンマーカ工事作業)及び塗料調色(調色作業)
 随時実施する等級区分及び検定職種(作業)
 随時二級、三級及び基礎級

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンダイカスト作業及びコールドチャンダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空

気調和機器施工作業)、染色(系染染作業及び織物・ニット染染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服縫製作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、カーペット系床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

なお、二級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧規則」という。)第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級又は当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受検することができます。

また、三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受検することができます。

四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)で定める額とします。

2 学科試験 三千百円
五 実施期日

1 前期

(一) 実技試験

平成三十年六月五日(火)から同年九月九日(日)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

(1) 平成三十年七月十五日(日)に実施する検定職種

三級

園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、化学分析、広告美術仕上げ、造園、鋳造、仕上げ、機械検査、建築大工、塗装及びフラワー装飾

(2) 平成三十年八月十九日(日)に実施する検定職種

ア 一級、二級及び三級
金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、サッシ施工、塗装、産業車両整備、プラスチック成形、とび及び防水施工

(3) 平成三十年八月二十六日(日)に実施する検定職種

一級及び二級

機械加工、ダイカスト、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ

(4) 平成三十年八月二十九日(水)に実施する検定職種

一級及び二級

写真

(5) 平成三十年九月二日(日)に実施する検定職種

ア 一級及び二級

園芸装飾、鋳造、放電加工、仕上げ、石材施工、タイル張り、表装、建築板金、切削工具研削、強化プラスチック成形、ブロック建築及びフラワー装飾

イ 単一等級

路面標示施工及び塗料調色

2 随時

実技試験及び学科試験は、平成三十年四月一日(日)から平成三十一年三月三十一日(日)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

前期試験の問題の公表は、平成三十年五月二十九日(火)から行います。

八 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 前期

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面又はその写し

(3) 四に定める手数料

(4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(二) 随時

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面又はその写し

(3) 四に定める手数料

2 提出先

千五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ一丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 三三二 三六七八)

3 受付期間

(一) 前期

平成三十年四月四日(水)から同月十七日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面又はその写しを同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けません。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けません。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

九 合格の発表等

1 前期

(一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成三十年七月十五日(日)に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月三十一日(金)、その他の検定職種に関しては同年九月二十八日(金)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

(二) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から、平成三十年七月十五日(日)に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月三十一日(金)付けの書面で、その他の検定職種に関しては同年九

月二十八日(金)付けの書面で通知されます。

(三) 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

2 随時

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格証書等の交付

合格者には、知事名の合格証書が交付されます。

このほか、二級及び三級合格者には、厚生労働大臣から、技能士章が交付されます。

十 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験(計画立案等作業試験及び判断等試験)の得点

2 提供期間

合格発表の日から一週間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(岐阜県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六)

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課(電話〇五八 二七二 一一一 内線三三三三)又は岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 三三三 三六七八)までお問い合わせください。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化、航空レーザ測量及び航空レーザ計測）

三 作業期間

平成二十九年十月六日から

同 年十二月二十一日まで

四 作業地域

高山市及び飛騨市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により恵那市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

恵那市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業期間

平成二十九年五月二十三日から

同 年九月二十九日まで

四 作業地域

恵那市

平成三十年三月二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社